遺言書の書き方から葬儀後の手続・相続税申告まで

これ一冊で、相続のすべてがわかる!!

遺言 相続手続 相続税

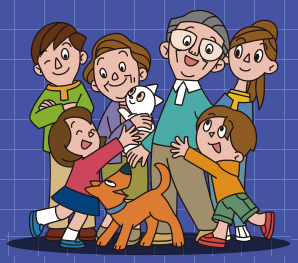

まるわかりガイド

- 遺言を書きたいがどうしたら良いのか?
- 葬儀後、何から手を付けて良いかわからない
- 相続手続の手順と方法を知りたい
- 我が家の場合、相続税がかかるのか、かからないのかを知りたい
- 相続手続＆相続税に関する全般的な知識を学びたい

このような方のためのわかりやすいハンドブックです

杉並・中野相続サポートセンター

目　次

ごあいさつ …… 2

Ⅰ. 相続手続

1. 相続手続の全体像（フローチャート） …… 3-4
2. 相続手続の種類 …… 5-6

Ⅱ. 相続手続の進め方

1. 誰に分ける？　相続人と相続分 …… 7
2. 何を分ける？　相続財産調査 …… 8
3. 遺産をどう分ける？　遺産相続の方法 …… 9-10
4. 準確定申告とは？ …… 11
5. 相続税とは？ …… 12
6. 相続税の申告と納付 …… 13-14
7. 相続関係用語解説 …… 15
8. 必要書類一覧 …… 16

Ⅲ. 生前対策の進め方

1. 争族対策 …… 17-22
2. 相続税対策 …… 23-24

Ⅳ. 知っておきたい事項 …… 25-28

1. 事業承継税制
2. 小規模宅地等の特例の改正
3. 地積規模の大きな宅地の評価
4. 2世帯住宅における構造要件が撤廃
5. 老人ホームに入所した場合の空き家となった自宅敷地
6. 暦年贈与による課税制度
7. 相続時精算課税制度

Ⅴ. 税制改正事項 …… 29-30

Ⅵ. 主な民法改正事項 …… 31

Ⅶ. 民事信託 …… 31

Ⅷ 杉並・中野相続サポートセンターについて

1. 杉並・中野相続サポートセンターの3つの安心 …… 33
2. ご相談から解決までのサービスフロー …… 34

ごあいさつ

相続。それは特別なことではなく、ほぼすべての方の身に降りかかってくる出来事です。しかしながら、いつまでに何をすれば良いのか、誰に相談すれば良いのかなど全くわからず、かと言って、他の方に気軽に相談できる内容でもないために、心細いお気持ちで過ごされている方も多いようです。

そこで、相続のプロとして毎日のように相続手続や相続税申告を取り扱っている私どもが、そのような不安なお気持ちで過ごされている皆さまのお役に少しでも立てれば、という思いで遺言書の書き方から相続手続、相続税申告の進め方がわかるようなハンドブックを作りました。

- **遺言を書きたいがどうしたら良いのか?**
- **葬儀後、何から手を付けて良いかわからない**
- **相続手続の手順と方法を知りたい**
- **我が家の場合、相続税がかかるのかかからないのかを知りたい**
- **相続手続＆相続税に関する全般的な知識を学びたい**

といった、皆さまが日頃心配されているようなことが、読んでいただければ一通りわかるようになっています。

この冊子が、皆さまの心の負担を少しでも軽減することができましたら幸いです。もし、途中でわからないことがあれば、お気軽に私どもにお尋ね下さい。

杉並・中野相続サポートセンター
代表 廣瀬一俊

1. 相続手続の全体像（フローチャート）

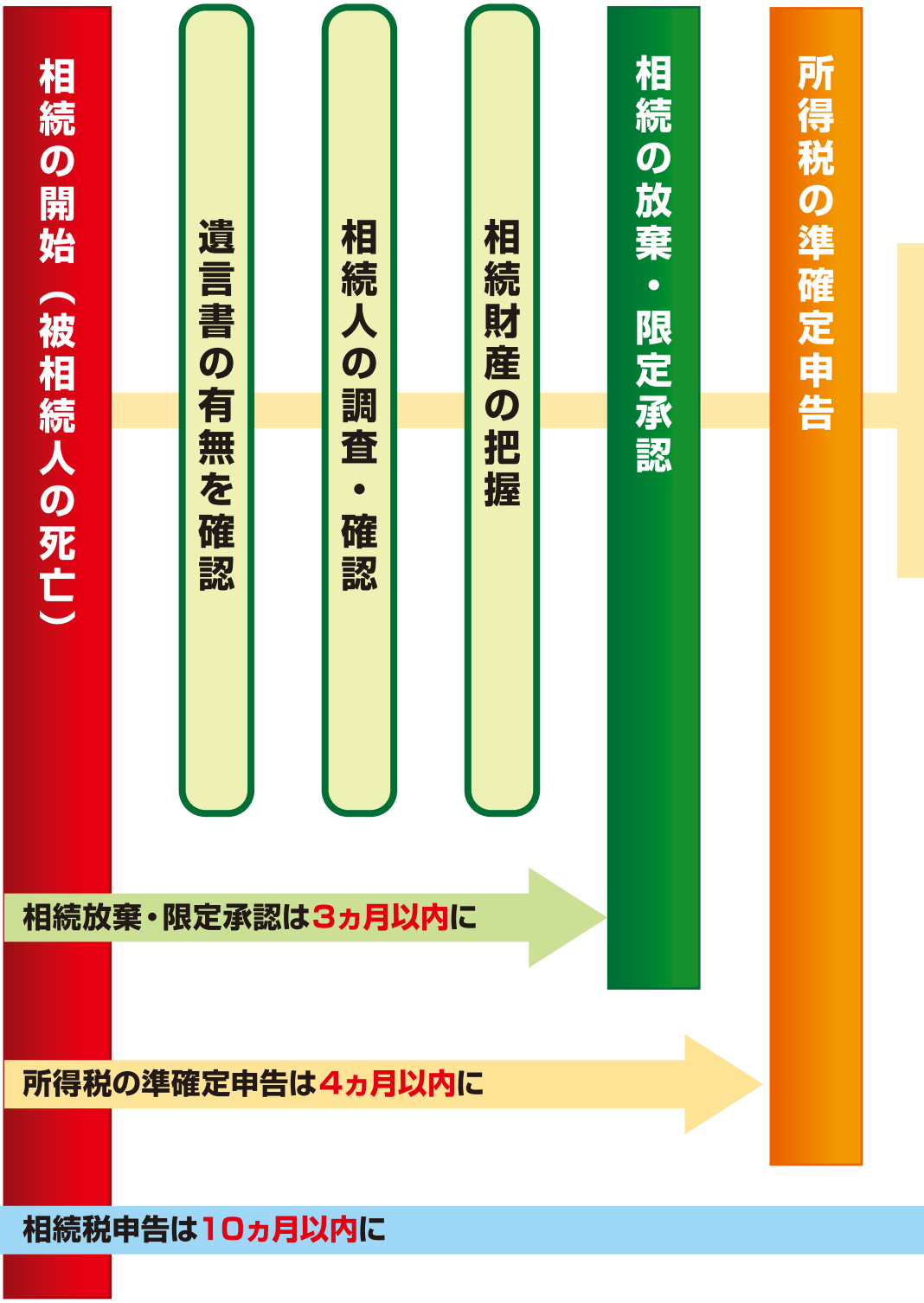

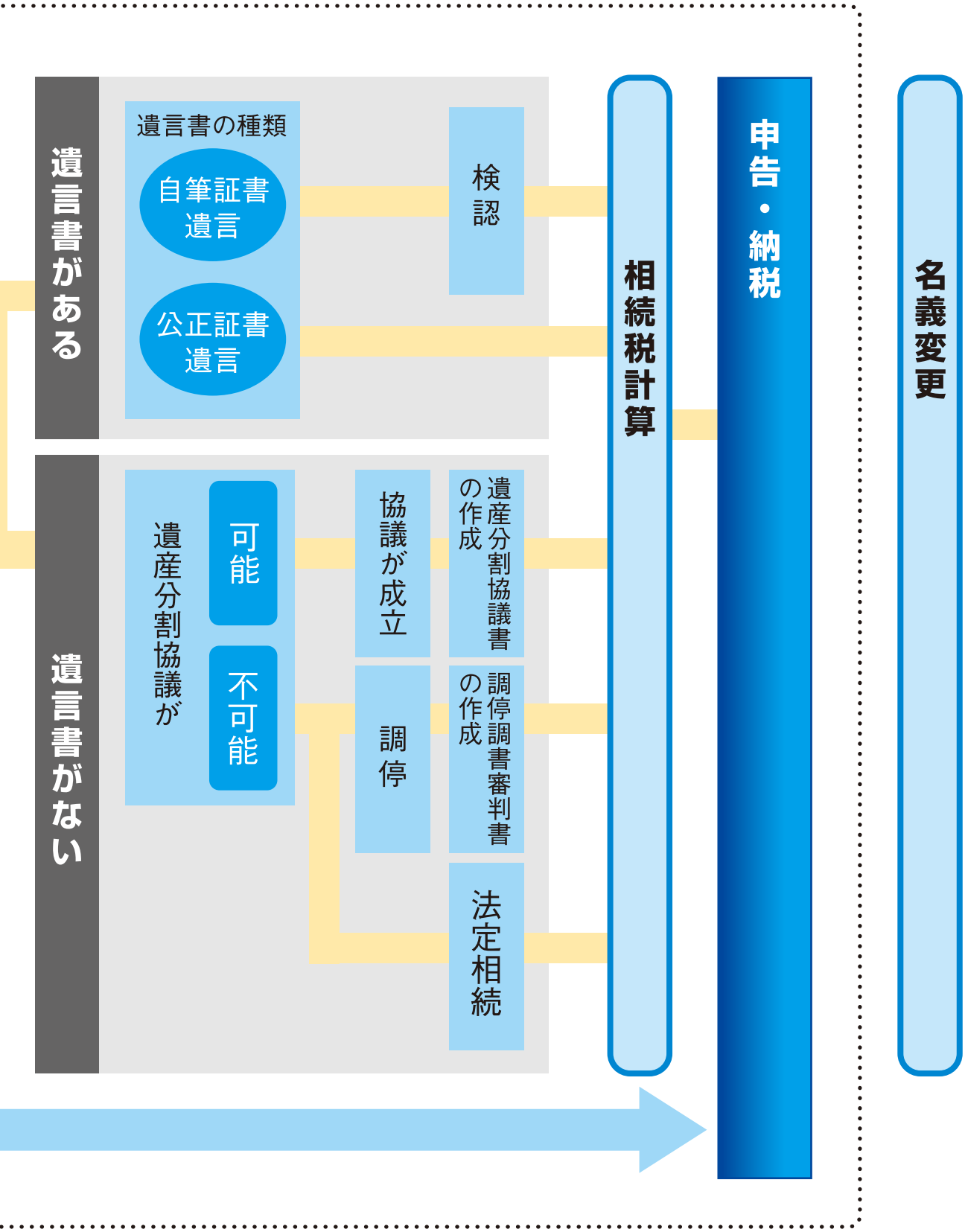
遺言書がある
遺言書の種類
自筆証書遺言
公正証書遺言
検認
遺言書がない
遺産分割協議が
可能
不可能
協議が成立
調停
遺産分割協議書の作成
調停調書審判書の作成
法定相続
相続税計算
申告・納税
名義変更

2. 相続手続の種類

相続手続のスケジュールが分かったら、ご自身がどこでどんな手続をするべきかをチェックしてみましょう。
相続手続は性質によって大きく5つに分類できます。基本手続・やめる手続・もらう手続・引き継ぐ手続・法律上の手続です。期限があるものも多く、優先順位をつけることが重要です。

		届出・手続き	手続先
基本手続	☐	死亡届	市区町村役場（7日以内）
	☐	死体火葬埋葬許可申請	市区町村役場（7日以内）
	☐	世帯主変更届	市区町村役場（14日以内）
	☐	児童扶養手当認定請求	市区町村役場（世帯主変更届と同時）
	☐	復氏届	市区町村役場
	☐	姻族関係終了届	市区町村役場
	☐	子の氏変更許可申請	家庭裁判所
	☐	準確定申告	税務署（4ヶ月以内）
	☐	国民健康保険証	市区町村役場
	☐	シルバーパス	市区町村役場
	☐	高齢者認証福祉サービス	福祉事務所
	☐	死亡退職届	勤務先
	☐	身分証明書	勤務先
	☐	最終給与	勤務先
	☐	社会保険証	勤務先
やめる手続	☐	クレジットカード	クレジット会社
	☐	借金（負債の確認）	消費者金融・銀行・ローン会社
	☐	会員証	デパート・フィットネスクラブ・JAF・老人会など
	☐	リース・レンタルサービス	リース会社・レンタル会社
	☐	金融取引（預金）	銀行・郵便局・JA（農協）
	☐	証券取引（株・投資信託）	証券会社
もらう手続	☐	生命保険・入院保険	生命保険会社
	☐	団体弔慰金	共済会・互助会・協会・サークル
	☐	簡易保険	郵便局
	☐	死亡退職金	会社
	☐	遺族共済年金	共済会
	☐	葬祭料	共済会・市区長村役場（2年以内）
	☐	生命保険付住宅ローン	銀行（団体生命保険）
	☐	クレジットカード	カード会社（保険附帯確認）
	☐	遺族基礎年金の請求（国民年金）	市区町村役場
	☐	寡婦年金の請求（国民年金）	市区町村役場
	☐	死亡一時金の請求（国民年金）	市区町村役場
	☐	死亡遺族厚生年金の請求（厚生年金）	年金事務所
	☐	遺族共済年金の請求（共済年金）	年金事務所
	☐	葬祭費の請求（国民健康保険）	市区町村役場

		届出・手続き	手続先
もらう手続		埋葬費の請求（社会保険）	勤務先・年金事務所
		高額療養費の請求（健康保険）	市区町村役場・年金事務所
		高額療養費の還付	税務署
		遺族補償年金・一時金の請求	労働基準監督署
引き継ぐ手続		借地契約	地主
		賃貸住宅	管理会社・家主
		公営住宅	公営管理団体
		家屋の火災保険	損害保険会社
		預金・貯金	銀行・信用金庫・農協・郵便局
		出資金	銀行・信用金庫・農協
		株	証券会社
		自動車	陸運局
		自動車保険	損害保険会社
		保証金	保証金の預け先
		貸付金	貸付先
		電話加入権	電話会社
		光熱費	電気・ガス会社・水道局
		会員権	ゴルフ・リゾートクラブ
		特許	特許庁
		事業の許認可	管轄官庁
		著作権	各著作権協会
		借金（住宅ローン、クレジット）	債権者
		保証人の地位	債権者
		固定資産税・都市計画税の承継	市区町村役場
法律上の手続		相続人・相続分の確定（相続関係説明図の作成）	市区町村役場
		遺産の調査（遺産目録の作成）	引き継ぐ手続先全て
		遺産分割協議書の作成	相続人
		特別代理人選任の申立（相続人が未成年の場合）	家庭裁判所
		遺言書の検認（自筆遺言書の場合）	家庭裁判所
		遺言執行者選任の申立	家庭裁判所
		相続放棄・限定承認の申立	家庭裁判所
		不動産の名義変更登記（相続登記）	法務局
		会社役員の死亡登記	法務局
		住宅ローンの引受け	銀行・信用金庫・法務局
		根抵当権の引受け（事業用資金の借入がある場合）	銀行・信用金庫・法務局
		借金の整理	債権者
		遺留分侵害額請求	相続人・受遺者
		相続税の申告	税務署
		年金の手続	市区町村役場・年金事務所
		健康保険の手続	市区町村役場・年金事務所
		事業の許認可（農業、建設業、酒・たばこの販売）	管轄官庁
		特許	特許庁

1. 誰に分ける？　相続人と相続分

相続人とは、**相続する権利がある方**のことを指します。
相続分とは、**相続人が遺産を相続できる法律上の割合**のことを言います。
法律では相続人とその相続分について、次のように決めています。

妻または夫（配偶者）	常に法定相続人となります
第１順位　子	配偶者とともに常に法定相続人となります
第２順位　父母	被相続人に子がいなかった場合に 配偶者とともに法定相続人となります。
第３順位　兄弟姉妹	被相続人に子も父母もいなかった場合に 配偶者とともに法定相続人となります。

■ 配偶者と子［第1順位］が相続する場合

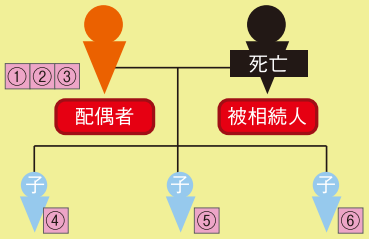

配偶者は1/2、子はそれぞれ1/2を人数で等分する。

■ 配偶者と直径尊属（父母）[第2順位]が相続する場合

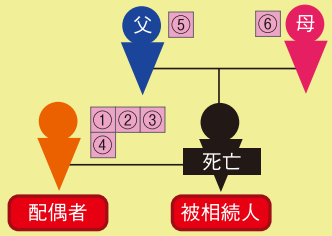

配偶者は2/3、父母はそれぞれ1/3を人数で等分する。

■ 配偶者と兄弟姉妹［第3順位］が相続する場合

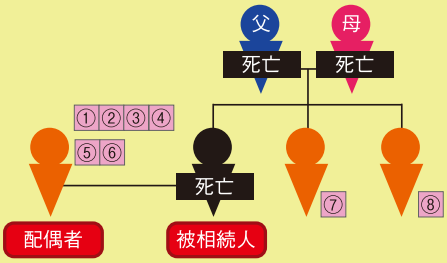

配偶者は3/4、兄弟姉妹はそれぞれ1/4を人数で等分する。

■ 子の1人がすでに死亡し、その孫がいた場合

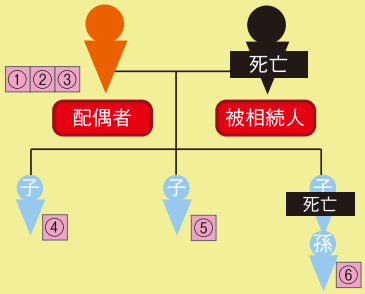

死亡した子の子（被相続人の孫）がいれば、
その孫が子に代わって相続分を受け取る（代襲相続）

※実子の嫡出子と養子の相続分は同じです。

※相続人になるはずだった子が死亡しても、さらにその子がいる場合には、第一順位の相続権を引継げます。（代襲相続：民法第８８７条第２項・第３項）

※第三順位の相続権はその子（被相続人の甥／姪）のみ、一代に限り引継げます。（代襲相続：民法第８８９条第２項）

2. 何を分ける？相続財産調査

遺産とは何か？

遺産とは亡くなった方が残した「権利と義務」のことをいいます。つまり、遺産には、プラスの財産だけでなくマイナスの財産も含まれるということです。

＋ プラスの財産

不動産（土地・建物）
宅地・居宅・農地・店舗・貸地など

不動産上の権利
借地権・地上権・定期借地権など

金融資産
現金・預貯金・有価証券・小切手・株式・国債・社債・債権・貸付金・売掛金・手形債権など

動産
車・家財・骨董品・宝石・貴金属など

その他
株式・ゴルフ会員権・著作権・特許権・デジタル資産 など

－ マイナスの財産

借金
借入金・買掛金・手形債務
振出小切手など

公租公課
未払の所得税・住民税・固定資産税
保証債務

その他
未払費用・未払利息・未払の医療費
預かり敷金など

× 相続財産に該当しないもの

- 財産分与請求権
- 生活保護受給権
- 身元保証債務
- 扶養請求権
- 被相続人が被保険者で、受取人指定のある生命保険金
- 墓地、霊廟、仏壇・仏具、神具など祭祀に関するもの　など

! 遺産の評価をどうするか？

民法上の遺産を引き継ぐ手続では、評価方法は定められていません。ですから、一般的には、時価で換算することになります。

ただ、遺産の評価では、評価方法により、相続税の税額が変わってきたり、民法と税法上では、遺産の対象とその評価の扱いが異なるなど専門的な判断が必要です。**税理士や司法書士などの専門家のアドバイスを必ず受けて下さい。**

マイナス財産（借金）も引き継がなければならないのでしょうか？
P9の遺産をどう分ける？遺産相続の方法「相続放棄」をご覧下さい

相続税はどれくらいかかるのでしょうか？
P12の「相続税とは」をご覧下さい

3. 遺産をどう分ける？　遺産相続の方法

相続人が確定し、遺産の概要も見えてきたら、あとはそれを分けるだけです。さて、遺産をどう分けるのが良いのでしょうか？
まずは、法律で定められた遺産相続の方法について確認しましょう。

▶ 遺言

被相続人の死後に遺言書が発見されれば、遺言書の内容が優先します。すなわち、相続人や相続分に関係なく、遺言書に書かれた内容に従って相続が行われるのです。但し、遺言書の形式は法律で厳格に規定されていますので、形式が整っていないと無効になる場合もありますので注意が必要です。
また、遺言書があり、かつ遺言執行者がいない場合、相続人全員の同意をもって自由に分配することが可能です。

▶ 法定相続

法律は血縁関係に応じて相続分を定めています。法定相続の場合は、このまま法律の定めた割合で各財産は共有されます。
尚、これを変更する場合は遺産分割が必要となります。

▶ 遺産分割協議

遺言がない場合や法定相続によらない場合は、相続人全員で話し合って遺産分割方法を決めます。しかし、多数決というわけにはいかず、相続人の一人でも欠けた遺産分割は成立しません。話し合いがまとまれば、「遺産分割協議書」を作成します。
この遺産分割協議書の内容に従って様々な名義変更手続を行うことになりますので、遺言書と同様作成には注意が必要です。

▶ 相続放棄　期限3ヵ月以内

マイナスの財産が多い時など、何らかの原因で相続人になりたくない場合に行います。

・相続放棄：相続権そのものを放棄します。借金を負わなくて済むものの、プラスの財産を取得することもできません。各相続人が単独で放棄できます。

・限定承認：相続財産のプラスの範囲でマイナス財産も引き継ぐ制度です。相続人全員で行わなければなりません。

※いずれの方法も、自分のために相続があったことを知って３か月以内に行わなければなりません。万一、相続開始後３ヶ月を過ぎていれば、相続放棄の申立の際、説明をする必要があります。専門知識を要する手続ですので、ぜひ一度ご相談ください。
　また、故意に財産を処分・隠匿している場合は、３ヵ月以内であっても受けられない場合があります。

左記のうち、現実的には最も多いと言われる「遺産分割協議」について確認いたしましょう。

（1）遺産分割の種類

指定分割	被相続人が遺言によって指示する分割方法で、遺産分割ではこの方法が最優先されます。 民法上の相続人以外の人にも分割することもできます。
協議分割	被相続人の遺言による指定がない場合に、共同相続人全員の話し合いで分割する方法です。 その際、内容を書面にする義務はありませんが、後々のトラブルを避けるために、遺産分割協議書を作成し、相続人全員がその内容を承諾したことを証しておくと将来安全です。 協議は相続人全員の合意が必要で、全員が揃わない協議は成立しません。
調停・審判・判決による遺産分割	調停・審判・判決による遺産分割は、遺産分割協議がうまくまとまらない場合や行方不明者がいて協議ができない場合に用いられる方法です。 家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立て、調停でまとまらない場合は、審判になります。

（2）遺産分割の３つの方法

現物分割	一般的によく行われる分割方法で、不動産はAに、預金はBに、その他の財産はCにというように、どの相続財産を誰が相続するかを現物によって決める方法です。やり方は簡単ですが、相続人間で不公平が生じる可能性もあります。
換価分割	たとえば、不動産のみが相続財産である場合、その不動産を売却して、売却額を相続人間で分ける方法です。有価証券も同様です。 換価分割のデメリットは、売却時に譲渡所得税が課税されたり、処分に費用がかかる点です。
代償分割	一部の相続人が相続財産を法定相続分以上に多めに相続し、不公平が生じた部分について、他の相続人に金銭を引き渡す方法です。 この方法によって遺産分割を行うには、代償金を支払う相続人に場合によっては多額の金銭がなければできません。

（3）遺産分割協議書の作成

遺産分割協議を行って、被相続人の財産の分割方法が決まったら、後日争いが起こるのを避けるためにも、その内容を遺産分割協議書という形で残しておきましょう。

4. 準確定申告とは

期限 4ヵ月以内

1 準確定申告とは

確定申告すべき人が年の途中で亡くなった場合、その年の1月1日から亡くなった日までの所得の申告で、相続人は、相続があったことを知った日から４か月以内に被相続人の所得税の確定申告をしなければなりません。これを「準確定申告」といいます。

▼こんな方は準確定申告が必要です

1. 自営業者で青色申告の方
2. 自営業者の白色申告者で、所得が基礎控除額を越えている場合
3. 給与所得者で
   ①2ヶ所以上から給与を受けていた場合
   ②給与収入が2千万円を超えていた場合
   ③給与所得や退職所得以外の所得が合計で２０万円以上あった場合
   ④医療費控除の対象となる高額の医療費を支払っていた場合
   ⑤同族会社の役員や親戚などで、給与の他に貸付金の利子、家賃などを受け取っていた場合

2 準確定申告のスケジュール

被相続人に所得あり → 死亡のため所得なし

3/15 ↑ 確定申告

6/1 ↑ 死亡 → 4ヶ月 → 10/1 ↑ 準確定申告の期限

通常は翌年の３月１５日までに確定申告すべきものですが、被相続人が死亡の場合は、相続開始があった事を知った日から**４ヵ月以内**に準確定申告をしなければなりません。

3 準確定申告の手続

申告先	被相続人（死亡した人）の死亡当時の住所地を管轄する税務署
申告者	・相続人または包括受遺者 ・相続人が複数人いる場合は、各相続人が連署で行います
必要書類	・確定申告書 ・確定申告書の付表 ・給与や年金の源泉徴収票 ・医療費控除のための領収書 ・生命保険や損害保険の控除証明書 ※場合によっては、この他にも書類を要求されることもあります。

5. 相続税とは

相続税は、相続や遺贈等によって取得した財産が一定金額を越えた場合にかかる税金で、東京では相続が発生した方100人のうち12～13人程度の割合で発生しています。相続人ベースでは28人～30人位の割合で申告されます。
そこで「自分は大丈夫だろうか？」と心配な方のために、相続税の大まかな仕組みを説明させていただきます。

1 相続税は何に対してかかるのか？

課税価格の算出

制度適用財産
＋
相続時精算課税
＋
本来の相続財産
＋
みなし相続財産

－

非課税財産

－

債務・葬式の費用

＋

相続開始3年以内の贈与財産

2 相続税がかかる場合、かからない場合

相続税がかかる

課税価格の合計額 ＞ 基礎控除額

相続税がかからない

課税価格の合計額 ≦ 基礎控除額

相続税の基礎控除額＝3,000万円＋法定相続人の数×600万円

例）相続税の課税価格の合計額　5,000万円の場合

法定相続人　奥様・長男・長女・次男の場合
課税価格の合計額 5,000万円＜基礎控除額 5,400万円
→よって相続税はかかりません。

6. 相続税の申告と納付

1 相続税の計算方法

STEP 1 課税価格の算出 前頁参照

STEP 2 課税遺産総額の算出

STEP 3 相続税の総額の計算

- A 課税遺産総額を法定相続分に応じて按分します
- B 按分したそれぞれの金額に税率を掛けて、税額を計算します
- C 計算したそれぞれの税額を合計した金額が相続税の総額となります

STEP 4 各人の納付すべき相続税額の計算

- A 相続税の総額を課税価格の合計額に占める各人の課税価格の割合で按分します
- B 按分した税額から、各種の税額控除の額を差し引きます

税額控除

相続税の基礎控除	3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数
配偶者の税額軽減	1 億 6 千万円 か 配偶者の法定相続分相当額 いずれか大きい金額を控除
未成年者控除	20歳（令和4年4月1日以降の相続または遺贈については 18 歳）までの1年につき 10 万円
障害者控除	85歳までの1年につき 10 万円　特別障害者については 20 万円

〈相続税の速算表〉

法定相続人の取得金額	相続税の税率	相続税の控除額
1,000 万円以下	10%	−
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円以下	45%	2,700 万円
6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

2 相続税の計算方法

申告が必要な場合	相続税の課税価格の合計が基礎控除額を超える場合 **(3,000 万円＋600 万円 × 法定相続人の数)** には相続税の申告が必要です。
申告期限と提出先	相続開始から10ヶ月以内に被相続人の死亡時の 住所地を管轄する税務署に申告書を提出

3 相続税の納付方法

納付方法と 納付期限	相続税の納付は**全額を１回で納付が原則。** 納付期限は**相続開始から１０ヶ月以内**です。
納付の方法	最寄の金融機関または所轄の税務署で 納付書に金銭を添えて納付します。

i) 期限に間に合わない時は … 延納

延納とは	相続税が多額で、一度で支払うのが困難な場合に、 担保提供を条件として相続税の元金均等年払いによる 延納を行うことができます。
延納の要件	・納付すべき税額が 10 万円を超えていること ・金銭で一括納付することが困難であること ・担保を提供すること ・納期限までに延納申請書を提出すること

ii) 金銭で納められない時には … 物納

物納とは	延納によっても金銭で納付することが困難であり、 かつその納付を困難とする金額の限度内である他、 一定の要件を満たす場合に金銭の代わりに物で納める方法
物納の優先順位	第１順位：国債、地方債、不動産、船舶あるいは上場株式等 第２順位：第１順位の財単を用意できない場合は 非上場株式等　特別の法律により法人の発行する 債券及び出資証券を含み短期社債等を除く 第３順位：第１、第２順位の財産を用意できない場合は動産

7. 用語解説

前述してきたような基礎知識の他に、相続では下記のような言葉が出て来ます。日常ではなじみがない言葉かも知れませんが、相続手続に関してはよく使われる言葉ばかりです。代表的なものを挙げておきます。

遺留分（いりゅうぶん）

相続人に最低限保証されている相続分のことで、遺言書の内容があまりに不公平な内容であった場合や、生前贈与によって最低限の保証が受けられない場合に、民法が法定相続人の財産を保証するために設けられた制度です。

遺留分侵害額請求（いりゅうぶんしんがいがくせいきゅう）

遺言や生前贈与によって遺留分を侵害された相続人が、遺留分を侵害いた相続人や受遺者に対して、遺留分の侵害額を金銭で請求をすることができる権利です。内容証明郵便で送るのが一般的で、遺留分が侵害されたことを知ったときから、1 年以内、または相続開始のときから 10 年以内に行使しなければなりません。

特別受益分（とくべつじゅえきぶん）

相続人のなかに結婚費用、住宅資金や日々の生活の資本として財産を受けた人がいる場合には、相続人の間で不公平にならないように、この財産は事前に相続したものとして処理されます。

寄与分（きよぶん）

相続人のなかに、被相続人の事業や財産の形成、療養看護などの貢献により、財産の形成、維持に特別に寄与した人は相当分を相続人の協議か家庭裁判所の審判により取得できます。

特別寄与分（とくべつきよぶん）　令和１年７月より施行

長男の嫁など相続人以外の被相続人の親族が請求できる制度が創設されました。
請求期限は特別寄与者が相続開始および相続人を知った日から６か月以内または相続開始後１年以内です。

8. 必要書類一覧（手続別）

相続手続には、添付書類として下記のようなものが必要となります。相手先によって変わる部分もありますが、代表的なものを掲載しておきます。

チェック✓	手続	種類	手続先	死亡者の					受取人・相続人の				備考
				除住民票	除籍	改製原戸籍・原戸籍	診断書	手帳・証書	印鑑	印鑑証明	住民票	戸籍	
	会社役員の退任		法務局（2週間以内）	●	●				●				会社代表者や他の役員からの手続
	会員		所属クラブ						●				電話で対応可
	クレジットカード		クレジット会社						●				電話で対応可
	遺族年金	国民年金	市区町村役場（5年以内）	●	●		●	●	●		●	●	裁定請求書・所得証明書
	寡婦年金		市区町村役場（5年以内）	●	●		●	●	●		●	●	裁定請求書・所得証明書
	死亡一時金		市区町村役場（2年以内）	●	●		●	●	●		●	●	裁定請求書
	遺族厚生年金		年金事務所（5年以内）	●	●		●	●	●		●	●	
	遺族共済年金	厚生年金	市区町村役場（2年以内）	●	●		●	●	●				
	葬祭費	国民健康保険	市区町村役場（2年以内）					●	●				葬儀費の領収書
	埋葬費	社会保険	勤務先・年金事務所（2年以内）					●	●				
	保険金	生命保険	保険会社（3年以内）	●	●			●	●	●			期限は約款による
	保険金	簡易保険	郵便局（3年以内）		●			●	●	●			死亡記載事項証明書
	名義変更	不動産	法務局	●	●	●			●	●	●	●	遺言書・遺産分割協議書
	名義変更・解約	預貯金	銀行・郵便局	●	●	●		●	●	●	●	●	遺言書・遺産分割協議書
	名義変更	株式	証券会社	●	●	●		●	●	●	●	●	遺言書・遺産分割協議書
	名義変更	自動車	陸運局	●	●	●		●	●	●		●	遺言書・遺産分割協議書
	名義変更	電気・水道・ガス	各社						●			●	電話で対応可
	名義変更	電話	電話会社		●	●			●			●	
	名義変更	借金	債権者	●	●	●			●	●	●	●	

生前対策は、

相続はある日突然発生する場合が多いため、つい、起きてしまってから慌ててしまいがちですが、見方を変えれば必ず起こることでもあるために、事前にしっかりと準備を進めておけば、慌てずに済む問題でもあると言うことができます。
早めに準備を進めておきたいものです。

生前対策は

- **争族対策**
  （相続人同士がもめないようにすること）
- **相続税対策**
  （①節税対策、②納税資金対策・・・P23,24で後述）

の大きく２つに分かれます。

1. 争族対策

1 争族対策とは

争族対策とは、遺産分割の際に相続人同士が相続財産をめぐって争うことのないように、予め対策を講じるということです。

遺産の分割は、相続人間の話合い（遺産分割協議）で決めるのが理想的といえますが、相続人全員が納得するようにまとめることは難しいものです。また、事業の継承問題など遺産が細分化されることが望ましくないということもあります。

そこで、相続争いや事業の継承問題などを未然に防ぐには、遺産の分配方法などを相続人に伝えておくことが必要です。ただ、遺産の分配方法を口頭で伝えるだけでは、法的な効力がありませんので、『遺言書』として残しておくのが確実です。

特に、家族関係が複雑な場合や相続人が配偶者と兄弟の場合など揉める要素があると考えられるときには、遺言書の作成は大変有効な方法であると言えます。

2 遺言書必要度チェック

まだまだ一般の方には馴染みの薄い遺言書ですが、実は“遺言書を書いておいた方が良かった”という代表的なケースが下記のように多く存在します。一度ご自身の家庭環境に照らし合わせて検討してみましょう。

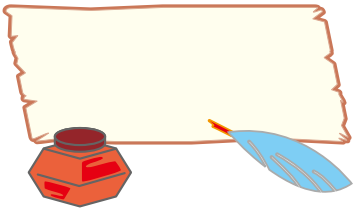

1 ☐ 子どもがいない
2 ☐ 相続人が一人もいない
3 ☐ 相続人の数が多い
4 ☐ 内縁の妻（または夫）がいる
5 ☐ 自分が死んだ後の妻（または夫）の生活が心配だ
6 ☐ 相続人の中に行方不明者がいる
7 ☐ 世話を焼いてくれた嫁（または婿）がいる
8 ☐ 障害をもつ子どもに多くの財産を与えたい
9 ☐ 家業を継ぐ子どもがいる
10 ☐ 遺産のほとんどが不動産だ
11 ☐ 自分でもどのくらい遺産があるかよくわからない
12 ☐ 再婚など、家族構成に複雑な事情がある
13 ☐ 隠し子がいる
14 ☐ 遺産を社会や福祉のために役立てたい
15 ☐ 相続に自分の意志を反映したい
16 ☐ 特定の人だけに財産を譲りたい
17 ☐ 推定相続人以外に相続させたい
18 ☐ 財産を予め同居している子の名義にしておきたい

3 遺言書の種類

遺言書の種類、作り方は法律で厳格に定められています。それ以外の方法で作成されたものや口頭で言ったものは無効で、法的効力を生じません。それどころか、かえって紛争の種になってしまう可能性すらあります。そのため、よく注意して作成する必要があります。

◎遺言書の種類

ここでは、一般的によく使われる「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」について見てみましょう。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概説	・公証人役場で、2 名の証人の前で遺言内容を公証人に申し述べ、公証人が遺言書を作成する	自筆で遺言書を作成し、日付、氏名を記入の上、押印する。 平成３１年１月１３日より財産目録は自書しなくてよくなりました。 令和２年７月より法務局への保管制度が始まりました。
メリット	・公文書として、強力な効力をもつ。 ・家庭裁判所での検認手続が不要。 ・死後すぐに遺言の内容を実行できる。 ・原本は公証役場に保管されるため、紛失・変造の心配がない。	・手軽でいつでもどこでも書ける ・費用がかからない ・誰にも知られずに作成できる
デメリット	・証人が必要。 ※成年者であることが必要で、推定相続人やその配偶者、ならびに直系血族等はなれない ・費用がかかる	・不明確な内容になりがち。 ・形式の不備で無効になりやすい。 ・紛失や偽造・変造、隠匿のおそれがある。 ・家庭裁判所での検認手続が必要 ・保管制度適用の遺言書は検認が不要です。

遺言内容を確実に相続人に伝えるためには、公正証書遺言が最も安全・確実です

4 遺言書でできること

法律的に意味のある遺言は、民法で下記の通り決められています。もちろんそれ以外のことを書いてはいけないというわけではありません。残された方のことを考えて「付言事項」として遺言者の思いを書かれることは、大変意味のあることではないでしょうか。

財産の処分に関すること	第三者への遺贈	お世話になった人など相続人以外の人にも財産を贈与することができます
	社会に役立てるための寄付	社会福祉団体や公的機関や菩提寺などに財産を寄付することができます
	信託の設定	信託銀行などに財産を管理・運用してもらうための信託設定をすることができます
相続に関すること	法定相続と異なる相続分の指定	法定相続分とは異なる相続割合を希望する場合に、相続人それぞれの相続分を指定することができます
	相続人ごとに相続させる財産の指定	相続人それぞれに、誰に何の財産を相続させるか指定することができます
	遺産分割の禁止	５年間遺産分割を禁止することができます
	生前贈与、遺贈の持戻しの免除	生前に行った贈与などは、通常相続から調整されることになりますが、遺言によってそれを免除することができます
	共同相続人間の担保責任の減免・加重	遺産分割後にその相続を受けた財産に欠陥があって損害を受けた時、相続人同士はお互いの相続分に応じて保障しあうことが義務となっていますが、遺言でその義務を軽減したり加重することができます
	遺言執行者の指定	遺言の内容を実際に執行してもらう人を指定することができます
身分に関すること	認知	婚外の子を認知することができ、認知された子は相続人となることができます
	法定相続人の廃除またはその取り消し	相続人を廃除したり、また廃除の取り消しができます
	未成年後見人の指定	相続人の中に未成年者がいて親権者がいない場合は、遺言によって後見人を指定することができます

5 遺言書を書いてみよう

名前、印鑑、日付は必須です。
日付まできちんと書いてください。
令和●年●月吉日は NG です。

遺言の内容を実現するため、遺言執行者を指定しておきましょう

この
の財
相続

四、一条～三条に記載した以外の私の財産のすべてを妻杉並花子に相続させる。

五、東京都杉並区西荻北〇ー〇　税理士　廣瀬一俊を遺言執行者に指定する。

付言事項

私の人生は、妻と二人の子どもに恵まれて幸せでした。妻花子の今後の生活のことを考えてこの遺言書をつくります。さくらと一郎にはお母さんのことを大事に、私の死後も家族仲良く生活していってくれることを願います。

令和七年八月二日

東京都杉並区西荻北〇ー〇

杉並辰夫　㊞

コラム　専門家の作る遺言書は何が違う？

自分でも作れる遺言書ですが
杉並・中野相続サポートセンターがつくる遺言は下記の点が違います。

相続がスムーズに進められるような遺言作成を心掛けます。

- 相続人に保証されている遺留分（最低限の相続分）への対策
- 特別にお世話をした人の寄与分（お世話への対価）への対策
- 遺言の無効主張への対策
- 相続人の人生設計をも考慮した対応

円滑に相続手続ができるような遺言書を作成します。

- 明確な内容で手続先も納得させます。
- 相続手続の執行まで責任を持ちます
- 遺言書の安全な管理をお約束します

※その他、相続税対策、納税対策まで見据えた遺言のトータルサポートも税理士と共同で対応しております。

ように定めておけば、遺言書に書かれた以外産が出てきたときに、遺産分割協議なく妻ができます

タイトルはなくとも有効ですが、書いた方がよいでしょう。直筆証書遺言の場合は、全文直筆で書く必要があります。財産目録のみ自筆でなくてもよくなりました。

遺言書

私は、私の遺産について、次のとおり遺言する。

一、妻杉並花子（昭和〇年十月一日生）に対しては次の財産を相続させる。

①　東京都杉並区西荻北〇ー〇
　宅地　〇〇平方メートル

②　同地同番地　家屋番号　五番
　居宅　木造瓦葺二階建
　一階　〇〇平方メートル
　二階　〇〇平方メートル

二、長女中野さくら（昭和〇年三月十五日生）には、次の財産を相続させる。

①杉並銀行本店営業部の私名義のすべての預金債権

三、長男杉並一郎（昭和〇年八月八日生）には次の財産を相続させる。

①株式会社〇〇商事の株式一万株

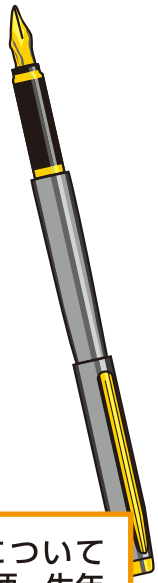

遺言の相手方については、自分との続柄、生年月日で特定し、第三者の場合は、住所も記しておくとよいでしょう。

遺産が不動産の場合、登記事項証明書どおり正確に記載しましょう。

預貯金、株式その他の財産についても、客観的な資料からできるだけ詳しく正確に特定しましょう。

ここに注意！

“遺言は作っただけでは効力を発揮しない！？”

前述したように遺言書は公正証書化することが最も効果的な手段です。我々がサポートする場合、公証役場への同行、遺言書の保管も対応しております。また、遺言執行者に相応しい方がいない場合、我々が執行することも可能です。
また、考えていらっしゃる分配のあり方を実現するのに、より良い方法が見当たる可能性もあります。その場合、推定相続人や財産の調査をした上で再提案させていただいております。

2. 相続税対策

相続税対策には

1 節税対策（税金を安くすること）

2 納税資金対策

の大きく２つの考え方があります。

以下に有効な６つの対策をご紹介します。

対策1 相続人を増やし、税率を下げる

相続税を減らすには、相続人の数を増やすという方法が有効です。

- ①相続人を増やすと一人当たりの相続額が減り、税率区分を下げることができます。
- ②相続人が一人増えるごとに基礎控除額が 600 万円追加されます。

そのために有効なのが「養子縁組制度の活用」です。詳しくはご相談下さい。

対策2 所有財産の評価を下げる

土地や建物は、利用状況に応じて財産評価基本通達により評価減がありますので、下記のような方法で土地・建物の評価を下げることが可能です。

- ① 更地で土地を持っている場合は、建物を建てることで相続税評価額を大きく下げることができます。（何も建てていない更地の状態に比べ、最大８０％減の評価になります）
- ② 建てた建物は、固定資産税としての評価額がそのまま相続税の評価額になり、建築費の 60％まで下がるといわれています。木造アパートの場合は、更に評価額が下がり、節税効果も大きくなります。
- ③ 小規模宅地等の特例が活用できます。下記の土地等で一定要件に該当すれば土地等の相続税評価額を下記の割合にて減額できます。

特定居住用宅地等：330 ㎡まで 80%減額

特定事業用宅地等：400 ㎡まで 80%減額

特定居住用と事業用がある場合には最大７３０㎡ まで適用可

アパート用地に該当：200 ㎡まで５０%減額

対策3 「住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減」特例の活用

令和 8 年12月31日までの間に直系尊属から居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合には住宅の区分ごとに最大1000 万円まで、期限内に一定要件を満たす申告をすることで贈与税を課さないことが認められています。この贈与は相続財産にも加算されません。またこの特例は暦年課税（基礎控除110万円）または相続時精算課税（特別控除2,500万円）と併せて適用することも認められています。

対策４「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例」の活用

①非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

後継者である相続人等が、相続等により、非上場株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に対応する相続税の全額の納税が猶予されます。

②非上場株式等について贈与税の納税猶予の特例

後継者である受贈者が、贈与により、非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

対策５　納税資金として自己株式と生命保険を活用

様々な相続税対策を行なっても、相続税がかかる場合もあります。そのための納税資金を自己株式と生命保険で用意しておくことができます。

①納税資金にあてる目的で大口の生命保険に加入すると、保険金でスムーズに現金を用意することができます。また、保険の掛け金を払うことで、相続財産を減らすことができ、かつ、生命保険金の非課税枠（５００万円 × 法定相続人の数）を利用することができます。

②会社を経営している場合は、会社の株式を活用するという方法もあります。
これまで、未上場会社の株式は、一般市場性のない株式ですから、売りたくても売ることができませんでした。にもかかわらず、会社の内容が優良であればあるほど株価も高くなり、株価に対して高い相続税が課税されていました。
ところが、商法の改正により、自社の株式を相続した遺族がその株式を会社に売却することが認められ、売却資金を使って、納税を行うということが可能になりました。

対策６　教育資金の一括贈与に対する贈与税の非課税措置の活用

子や孫に対して下記の要件を満たす教育資金の一括贈与が非課税となります。

- 受贈者は 30 歳未満の直系卑属（子や孫）
- 贈与財産は教育資金に充てるための金銭等贈与の方法は金銭等を金融機関（信託会社、銀行等）に信託する
- 限度額は 1,500 万円（学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円を限度）

贈与額のうち教育資金に充てられなかった金額の取り扱いについては下記のとおりです。

- 受贈者が 30 歳に達した場合　残額がある場合に受贈者に贈与税が課される。
- 平成 25 年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に教育資金として拠出されるものに限られます。
- 贈与者の死亡日において受贈者が２３歳未満である場合や平成 31 年３月 31 日までに取得した信託受益権や金銭がない場合など一定の場合は、相続等により取得したこととされません。
  受贈者の贈与を受けた前年の合計所得が１０００万円超の場合には適用はありません。
  遺産総額が５億円超の場合は 23 歳未満でも残額が相続財産に加算されます。

事業承継税制

中小企業の自社株式を後継者へ贈与・相続する際に発生する贈与税・相続税が猶予もしくは一定の場合に免除されるものです。

今回の改正で贈与税・相続税が１００％猶予対象となりました。

		改正前	改正後
1	納税猶予対象株式	発行済株式の３分の２までの株式	全株式
2	相続時の納税猶予割合	８０％	１００％
3	雇用確保要件	従業員の雇用の平均８割以上を５年間維持	実質撤廃
4	贈与等を行う者	先代経営者のみ	複数株主可
5	後継者	後継経営者一人のみ	最大３人の後継経営者への贈与、相続が可

特例事業承継税制の適用を受けるためには、認定革新等支援機関の指導および助言を受けて会社が作成した「特例承認計画」の都道府県庁への提出が必要です。
その提出期間は平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。
但し、適用期限は法人版事業承継税制の特例措置は令和 9 年 12 月 31 日
個人版事業承継税制は令和 10 年 12 月 31 日となっております。
適用要件やその後の定期的な報告が必要なため、詳しくは税理士にお聞きください。

小規模宅地等の特例の改正

平成 30 年 4 月 1 日以降に相続または遺贈により取得する財産について適用があります。

特定居住用宅地等の改正

改正前は相続開始前 3 年以内に自己または自己の配偶者が所有する家屋に居住したことがない者（通称　家なき子）に対して特定居住用宅地等の減額が認められていましたが意図的に持ち家に居住していない者をつくり、特例の適用を受けることを封鎖するため次の者が対象除外とされました

1. 相続開始前 3 年以内に自己または配偶者・３親等内の親族・特別の関係のある法人が所有する家屋に居住したことがある者

2. 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有したことがある者

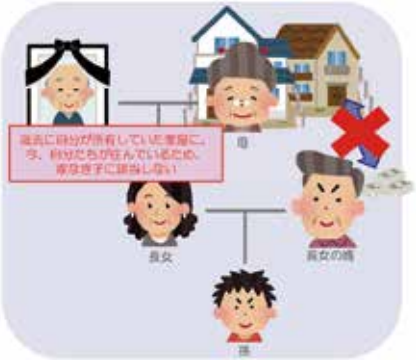

貸付事業用宅地等の改正

つぎのような貸付事業用宅地等は適用除外となりました。
相続開始前 3 年以内に貸付事業用の用に供された宅地等
（ただし相続開始前 3 年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者を除く）

平成 30 年 3 月 31 日までに取得し貸付事業の用に供されている宅地等は除外要件にかかわりなく減額適用ができます。

特定事業用宅地等の改正

平成３１年４月１日以降の相続より適用

被相続人等の事業（不動産貸付業等を除く）の用に供されていた宅地等で一定の要件を満たす場合には限度面積４００ M2 まで８０％相当額が減額できます。
今回の改正で　相続開始前３年以内に被相続人等の事業の用に供されていた宅地等が除外されることとなりました。
ただしその宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地等の相続時の価額の１５％であれば特例の適用が可能となります。

地積規模の大きな宅地の評価

適用されれば２０％からの減額割合となります。

地積規模の大きな土地とは

三大都市圏　５００M2　以上
普通商業・併用住宅地区、普通住宅地区

除外される地域とは

市街化調整区域
工業専用地域
容積率 400%（東京都の特別区 300%）以上の地域の所在する土地

２世帯住宅における構造要件が撤廃（平成 26 年 1 月 1 日以降相続より適用）

現行の２世帯住宅に対する取り扱いは「構造上区分があり、被相続人及びその親族が各独立部分に居住しており、住宅内部での行き来が不可能な場合」は同居親族に該当せず小規模宅地等の特例が適用できませんでした。しかしこの要件を撤廃し、同居親族に該当するとして特定居住用宅地等の適用ができるようになりました。

但し、区分所有登記されている場合
小規模宅地等の減額の特例が受けられない
ケースもありますので注意してください。

老人ホームに入所した場合の空き家となった自宅敷地（平成 26 年 1 月 1 日以降相続により適用）

被相続人が老人ホームに入所し老人ホームの終身利用権を取得して空き家となった自宅の敷地について、次の２つの要件に該当すれば、特定居住用宅地等の適用が受けられることになります。

（１）被相続人の介護が必要なため入所したものであること
相続開始時点で要介護又は要支援又は障害支援区分の認定を受けていること

（２）その家屋が貸付等の用途に供されていないこと

暦年贈与による課税制度

相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について

18 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る税率		左記以外の贈与財産に係る贈与税の税率
200万円以下の金額（税率）	10%	同左
300万円以下	15%	同左
400万円以下	15%	20%
600万円以下	20%	30%
1,000万円以下	30%	40%
1,500万円以下	40%	45%
3,000万円以下	45%	50%
4,500万円以下	50%	55%
4,500万円超	55%	同左

相続時精算課税制度

60歳以上の父母又は祖父母から18歳以上の子又は孫に対し財産の贈与を受けた場合、相続時精算課税を選択適用すれば贈与財産が2,500万円まで贈与税はゼロ、2,500 万円超は贈与税が一律２０％となります。

贈与を受けた年の翌年２月１日から３月 15 日までの間に一定の書類を添付した相続時精算課税選択適用の贈与税の申告書を提出する必要があります。

＊この適用を受けた贈与財産は相続時に相続財産として合算されます。

＊この適用を受けた以降、同じ贈与者からの贈与について暦年課税の適用はできなくなりますのでご注意ください。
令和６年１月１日からの贈与についてはこの制度が変わりましたので
次ページをご参照ください。

令和５年度の主な税制改正

相続財産に加算される贈与財産の期間が令和６年１月１日以降の贈与から暦年課税の場合、３年から７年に延長されました。但し相続時精算課税を選択した場合、年 110 万円以下の贈与財産は加算しなくてよいこととなりました。
暦年課税制度と相続時精算課税制度の違いを下記の比較表にまとめました。

暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較表　令和６年１月１日以降の贈与から適用

	暦年課税制度	相続時精算課税制度
贈与者	誰でもよい	60 歳以上の父母や祖父母
受贈者	誰でもよい	18 歳以上の子や孫
制度の選択	不要	贈与者ごとに選択
選択の届出	不要	最初の贈与の年の翌年３月 15 日まで
選択の変更	不要	暦年贈与へ変更不可
基礎控除額等	年 110 万円	年 110 万円　特別控除額 2500 万円
控除後の課税価格	贈与額ー基礎控除額	贈与額―基礎控除額―特別控除額
税率	１０%～５５%	一律２０%
申告の必要性	年 110 万円を超えると必要	年 110 万円を超えると必要
相続時の取り扱い	相続開始前７年以内の贈与は相続財産に加算	毎年 110 万円超の贈与は過去に遡って全て相続財産に加算

この相続財産への加算制度の対象者は相続または遺贈により財産を取得した者です。
暦年課税制度で加算は令和８年末までの相続等では３年以内。
令和９年１月１日以降の相続等から順次加算期間が延長され
令和 13 年１月１日以降の相続等から加算期間が７年に延長される
相続開始前３年超から７年以内の贈与財産のうち延長された４年分からは 100 万円を控除

空き家を譲渡した場合の特別控除（所得税で控除）

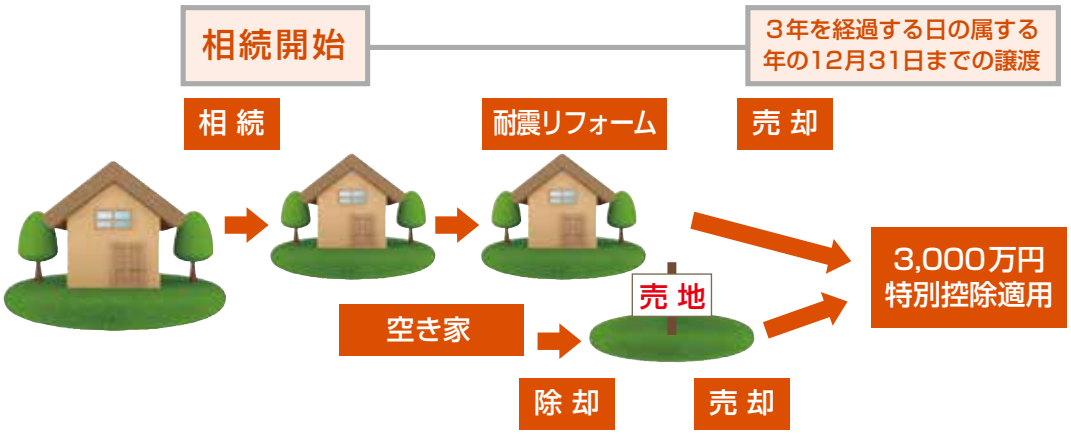

被相続人が居住の用に供していた土地を相続し、
下記の要件に該当する土地を平成 28 年から令和 9 年 12 月 31 日までに
譲渡した場合に 3,000万円の特別控除が適用される。

- 昭和５６年５月までに建てられた一戸建て住宅
- 被相続人が相続開始前に一人暮らしをして、空き家になった
- 相続発生後住んだり、貸したり、事業の様に供していない
- 相続発生後３年後の年末までに売却する
- 建物を解体するか新耐震基準を満たすように改修して売却する
- 売却価格が１億円以下
- 被相続人が相続開始時に老人ホーム等（一定の要介護）居住の場合も適用可となりました。
- 令和６年１月以降の譲渡からは相続人の数が３人以上の場合特別控除額は一人当たり 2000 万円

分譲マンションの評価について見直し

分譲マンションの評価について相続税評価額と市場価格とが大きく乖離
している場合に従前の評価方法の見直しが行われた
令和６年１月１日以降の相続より適用されます
相続税評価額と市場価格とが乖離する要因となっている
築年数、総階数、所在階、敷地持分狭小度の４つの指標に基づいて
評価額を補正することとなった。

評価額が高くなるケースとしては
築年数が新しい、総階数が高い、所在階が高い、敷地持分狭小度が小さい
マンションが該当します。

主な民法改正事項

配偶者居住権　（配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物について終身または一定の期間無償で使用し続ける権利）が創設され令和２年４月１日より適用されております）

配偶者居住権は登記します

- 取得方法は①遺産分割協議②遺贈（死因贈与を含む）③家庭裁判所の審判の方法によります。
- 相続開始時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合は適用できません
- 配偶者居住権を第三者に譲渡は出来ません
- 配偶者の死亡により消滅します。（用法違反により配偶者の生前に消滅することもあります）
- 配偶者短期居住権（相続開始から６か月間は自宅で住み続けられる権利）も創設

配偶者に対する持戻し免除　令和１年７月より適用

婚姻期間が２０年以上の夫婦間で居住用の建物または敷地（配偶者居住権を含む）について遺贈または贈与が行われたときは持戻免除する。

民事信託（家族信託）

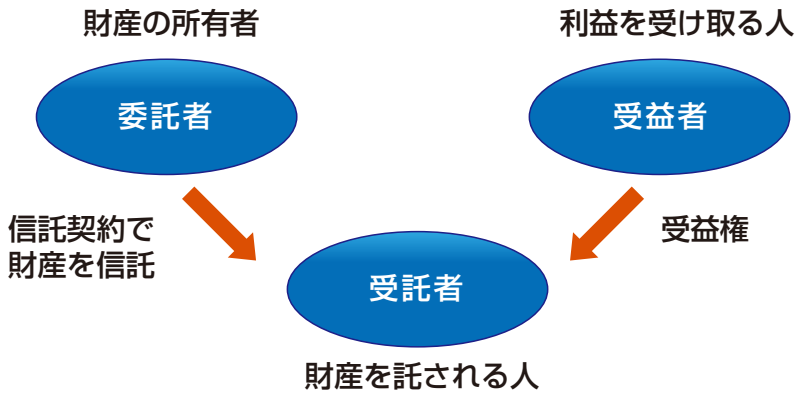

- 信託契約で委託者の財産を受託者に移転します。
- 信託契約締結後は契約内容に従って受託者の判断のみで委託者の財産の管理、運用、処分することが可能となります。
- 成年後見人と異なり受託者は委託者の財産の贈与、不動産売却やアパート等の建設、購入、運用や建設資金の借入、預貯金の引き出し、解約などができます。
- 委託者が亡くなった後の財産の使途や承継者を定めることができます。
- 財産を所有している人が重度の認知症になった場合に備えて、なる前に信託を組成するケースが増えてきました。
- 受託者を信頼できるお子様など将来相続させたい人とする場合が多いです。

杉並・中野相続サポートセンターについて

杉並区で 30 年通算 2800 件以上の相続相談、
相続税申告は 600 件以上
相続に関するお悩みを解決いたします。

杉並・中野相続サポートセンター ご案内図

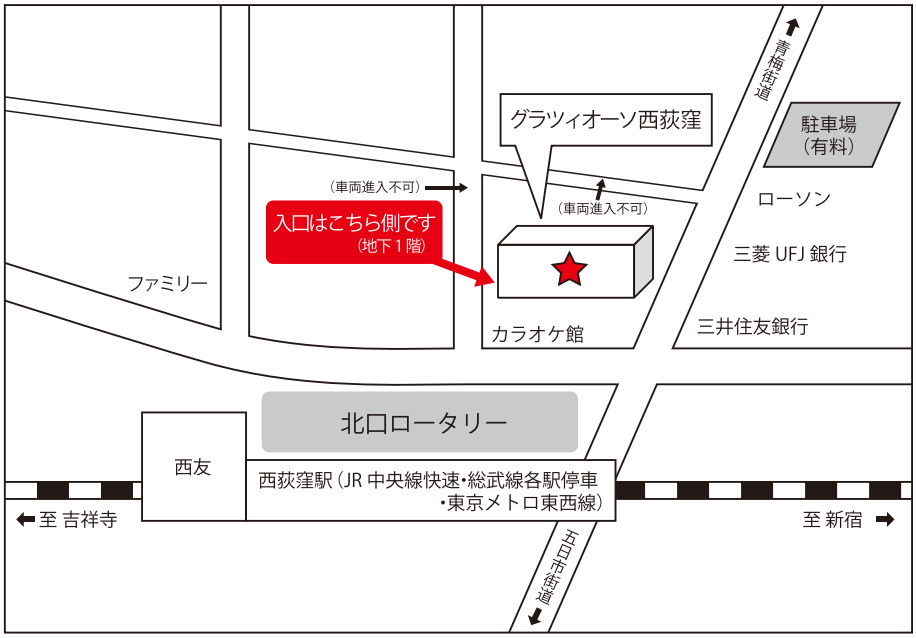

東京都杉並区西荻北 3-20-12 グラツィオーソ西荻窪 B1F
TEL 03-3399-0180
西荻窪駅から徒歩 30 秒

1. 杉並・中野相続サポートセンターの3つの安心

1 相続に関するご相談無料！（初回）

相続は、遺言書の書き方から相続手続・相続税申告までわからないことだらけです。
そこで杉並・中野相続サポートセンターでは、お客様の不安な気持ちを少しでもやわらげるためにも、相続に関するご相談を無料で承っております。
専門家として皆様のご質問にしっかりと対応させていただきます。まずはお気軽にお電話下さい。

2 私達は相続手続＆相続税の専門家

相続のことがよく分からないお客様お一人でも安心してご相談できますよう、相続手続に慣れたベテランスタッフが対応させていただきます。
また、私どもは税理士事務所ですので、手続のみならず、相続税が発生するのか？準確定申告は必要なのか？といった税務のアドバイスまで行うことができます。
相続手続に関するあらゆるサービスは全て私どもにお任せ下さい。

3 初めての相続でも安心です！

相続は人生の中で何度も経験することではありません。杉並・中野相続サポートセンターは、ご相談から解決まで一つの窓口で、お一人一人にあったサポートを提供いたします。さらに、費用は一つ一つの手続ごとに明確に規定しております。思わぬ出費が発生することはありません。

各専門家のコーディネートから進捗管理まで、相続手続はまるごと私どもにお任せください。

2. ご相談から解決までのサービスフロー

まずはお電話下さい！初回無料相談

0120-317-080（みないいな）　税金はＯＫ

電話受付：
平日 9:30～18:30

サービスメニューのご説明とお見積＆ご契約

各種調査

相続財産目録作成・相続人調査

各種調査

- 遺言の検認・執行
- 相続方法に関するアドバイス
- 遺産分割協議書の作成
- 相続登記の実施（提携司法書士）

生前対策

- 遺言書作成＆アドバイス
- 相続対策のご相談
- 事業承継のご相談
- その他生前対策

準確定申告（相続発生後４ヶ月以内）

必要書類を作成し、申告いたします。

相続税申告書作成＆提出（相続発生後10ヶ月以内）

相続税申告書を作成し、申告いたします。

遺言・相続手続・相続税無料相談実施中！

お気軽にお問い合わせください。

事務所概要

杉並・中野相続サポートセンター

〒167−0042
東京都杉並区西荻北3-20-12
グラツィオーソ西荻窪B1

TEL：03-3399-0180（相続専用）
FAX：03-3399-1232（２４時間受付）
代表　廣瀬一俊（税理士･行政書士）認定革新支援機関
メールアドレス info@hirose-office.jp
https://www.suginami-souzoku.com

無料相続相談実施中！

みないいな　税金はＯＫ

0120-317-080

電話受付：平日 9:30 ～ 18:30